

甲府市地方卸売市場

売買取引の方法

【甲府市地方卸売市場業務条例抜粋】

(売買取引の原則)

第 34 条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第 35 条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。ただし、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

2 卸売業者は、物品の売買取引の方法を設定し、又は変更しようとするときは、その売買取引の方法を市場内の卸売場の見やすい場所に掲示する等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(卸売単位)

第 36 条 卸売業者は、卸売単位を定めようとするとき、又は当該卸売単位を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した卸売単位が不適当となったと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(卸売業者の業務の規制)

第 37 条 卸売業者は、本市の区域内において第 3 条に規定する取扱品目の部類に属する物品の販売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第 75 条に規定する甲府市地方卸売市場青果部取引委員会又は甲府市地方卸売市場水産物部取引委員会(次項並びに第 46 条第 2 項及び第 3 項において「市場取引委員会」という。)に報告しなければならない。

3 市場取引委員会は、第 1 項の規定による届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定による届出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止等)

第 38 条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための委託の申込みがあった場合には、その品質に問題がある等、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第 39 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多いため、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

(2) 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合

(3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(4) あらかじめ締結した契約に基づき、他の卸売市場等に卸売をする場合

2 前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をした卸売業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受け)

第 40 条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、卸売の相手方としての買受けについては、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないようにしなければならない。

第 41 条 削除

(受託契約約款)

第 42 条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたとき、又は変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届出をするとともに、関係者に十分周知しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第 43 条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にに行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)

第 44 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、速やかに、卸売業者から卸売を受けた物品を引き取らなければならない。

3 仲卸業者又は売買参加者が前項の規定による引取りを怠ったと認められるときは、卸売業者は、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。))に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。)が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(仲卸業者の業務の規制)

第 45 条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 2 号に掲げる行為について、市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合は、この限りでない。

(1) 販売の委託の引受けをすること。

(2) 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

2 前項ただし書の規定により市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 46 条 仲卸業者は、本市の区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、市場取引委員会に報告しなければならない。

3 市場取引委員会は、第 1 項の規定による届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定による届出に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(売買取引の制限)

第 47 条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
 - (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
- 2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。
- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
 - (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害物品の売買禁止等)

第 48 条 市長及び指定管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 指定管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第 48 条の 2 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額

(売買取引の結果等の公表)

第 49 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を指定管理者に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品
 - (2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号に掲げる物品を除く。)
 - (3) 第 39 条第 1 項ただし書の規定(同項第 2 号に該当する場合を除く。)により、当日卸売をする物品
- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの主要な産地、卸売の数量並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を指定管理者に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品
 - (2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号に掲げる物品を除く。)
 - (3) 第 39 条第 1 項ただし書の規定により、当日卸売をした物品

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第 48 条の 2 第 4 号及び第 6 号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月 10 日までに、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売価格を指定管理者に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第 50 条 指定管理者は、卸売業者から前条第 1 項の規定による報告を受けたときは、速やかに、主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目ごとの数量及び卸売価格を市場内の卸売場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 指定管理者は、卸売業者から前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当日卸売された物品について、売買取引の方法ごとに、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。この場合において、品目ごとの卸売価格については、高値、中値及び安値に区分してするものとする。

3 指定管理者は、売買取引の方法及び決済の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

【甲府市地方卸売市場業務条例施行規則抜粋】

(受託物品の即日販売)

第 36 条 卸売業者は、卸売の販売開始時刻までに受領した受託物品をその当日に卸売しなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

(物品の卸売順位)

第 37 条 物品の卸売順位は、その物品の市場到着順とする。ただし、これにより難い理由があるときは、この限りでない。

2 卸売業者は、同一品目に属する物品について受託物品と自己の計算による卸売の物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に卸売しなければならない。

(売買取引の単位)

第 38 条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(売買取引の方法)

第 39 条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、この限りでない。

(物品の配列)

第 40 条 卸売業者は、条例第 35 条第 1 項の規定により、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法により物品の卸売をするときには、その販売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見ができるよう当該物品を卸売場に配列しなければならない。ただし、銘柄によるときは、この限りでない。

(指値その他の条件の明示)

第 41 条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件があるときは、卸売の販売開始時刻前にこれを当該物品に表示し、かつ、卸売の際呼び上げなければならない。

2 前項の規定による表示及び呼び上げを行わなかったときは、卸売業者は、指値その他の条件をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。

(販売条件の変更)

第 42 条 卸売業者は、前条第 1 項の受託物品で相当期間内に販売することができないものがあるときは、その旨を委託者又は代理人に通知し、その指示を受けなければならない。

(せり売の方法)

第 43 条 せり売は、せり売をしようとする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、開始しなければならない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を 3 回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値のある物品について最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

3 前項の規定による呼び上げの回数は、状況に応じてこれを増減することができる。

4 せり人は、最高価格の申込者が 2 人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によってせり落し人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落しが決定したときは、直ちにその価格及び氏名、商号又は番号を呼び上げなければならない。

6 売買取引の呼び値は金額で呼称しなければならない。

(入札の方法)

第 44 条 入札は、卸売業者が入札しようとする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、入札票(第 23 号様式)に指定事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。

3 入札者のうち最高価格の入札をした者を落札者とする。ただし、指値のある物品について最高入札価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第 45 条 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

- (1) 入札者が誰であるか不明なとき。
- (2) 入札金額その他指定記載事項が不明なとき。
- (3) 同一人が 2 通以上の入札票を提出したとき。
- (4) 入札に際し、不当又は不正な行為があったと認められるとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となったときは、開札の際、その理由を明示し、入札が無効の旨を呼び上げなければならない。

(異議の申立て)

第 46 条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちにその旨を指定管理者に申し立てることができる。

2 指定管理者は、前項の異議の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(卸売単位)

第 47 条 条例第 36 条第 1 項の承認を受けようとする卸売業者は、卸売単位(変更)承認申請書(第 24 号様式)を市長に提出しなければならない。

(卸売業者の本市区域内の業務の届出)

第 48 条 条例第 37 条第 1 項の規定による届出は、甲府市の区域内における取扱品目の卸売等届出書(第 25 号様式)により行うものとし、当該届出の内容を変更しようとするときは、甲府市の区域内における取扱品目の卸売等変更届出書(第 26 号様式)により行うものとする。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の届出)

第 49 条 条例第 39 条第 2 項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書(第 27 号様式)により、同項の卸売をした日の属する月の翌月の 10 日までに行わなければならない。

(受託契約約款の届出)

第 49 条の 2 条例第 42 条第 2 項の規定による届出は、受託契約約款(変更)届出書(第 27 号様式の 2)に受託契約約款の写しを添付して行わなければならない。約款の内容に変更を生じたときも、同様とする。

(受託物品の受領通知)

第 50 条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対し、直ちにその物品の種類、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領した日の翌日までに売買仕切書を発送するときは、この限りでない。

(受託物品の確認)

第 51 条 条例第 43 条第 1 項の確認を受けようとする卸売業者は、受託物品異状確認申請書(第 28 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の確認は、その確認をする物品のある場所において、確認を願い出た者が立会いのうえ、当該物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、等級、重量、鮮度、品質等について行うものとする。

3 条例第 43 条第 2 項の証明は、受託物品異状確認証明書(第 29 号様式)により行うものとする。

(販売原票の作成)

第 52 条 卸売業者は、卸売をしたときは、直ちに、販売原票(第 30 号様式)を作成し、別に定めるところにより、その内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を指定管理者に提出しなければならない。

(売渡票の作成)

第 53 条 条例第 44 条第 1 項の規定による措置は、卸売業者が仲卸業者又は売買参加者ごとに売渡票(第 31 号様式)を作成し、これを当該仲卸業者又は売買参加者に交付することにより行う。

(買受物品の引取りを怠った場合)

第 54 条 条例第 44 条第 3 項の引取りを怠ったと認められるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、仲卸業者又は売買参加者に引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者又は売買参加者が理由なくこれを引き取らないとき。
- (2) 仲卸業者又は売買参加者の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。
- (3) 前 2 号のほか、市長が仲卸業者又は売買参加者に不当又は不正な行為があったと認めるとき。

(引取りのない買受物品その他に関する届出)

第 55 条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第 44 条第 3 項の規定により、卸売業者がその物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。
- (2) 仲卸業者又は売買参加者が、その買受代金又は条例第 44 条第 4 項の差額の支払を怠ったとき。

(保管料等の支払い)

第 56 条 仲卸業者又は売買参加者は、条例第 44 条第 3 項の規定による保管の費用についてはその物品を引き取ったときに、同条第 4 項の差額については卸売業者が他の者に卸売をしたときに、それぞれ支払わなければならない。

(市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合)

第 57 条 条例第 45 条第 1 項ただし書の市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 通常取引において、卸売業者が仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしていない場合
- (2) 通常取引において、卸売業者の行う卸売が仲卸業者の需要を十分に満たすことができない場合
- (3) 通常取引において、卸売業者からの買入れでは、卸売業者以外の者から買い入れる場合より、仲卸業者にとって価格の面で著しく不利益となる場合

(卸売業者以外の者からの買入れの届出)

第 58 条 条例第 45 条第 2 項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書(第 32 号様式)により、同項の規定による販売をした日の属する月の翌月の 10 日までに行わなければならない。

(仲卸業者の本市区域内の業務の届出)

第 59 条 条例第 46 条第 1 項の規定による届出は、甲府市の区域内における取扱品目の販売届出書(第 33 号様式)により行うものとし、当該届出の内容を変更しようとする場合は、甲府市の区域内における取扱品目の販売変更届出書(第 34 号様式)により行うものとする。

(卸売予定数量等の報告)

第 60 条 条例第 49 条第 1 項の規定による報告及び公表は、卸売のための販売開始時刻 30 分前までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、卸売予定数量等報告書(第 35 号様式)により行うものとする。
- 3 条例第 49 条第 2 項の規定による報告及び公表は、卸売をした日の翌日までに行わなければならない。
- 4 前項の報告は、売上高日報(第 36 号様式)により行うものとする。
- 5 第 3 項の報告において、市長の指定する物品については、その物品の販売終了後直ちに、指定物品卸売価格報告書(第 37 号様式)により行うものとする。

6 条例第 49 条第 4 項の規定による報告は、月間市況等報告書(第 38 号様式)、業種別売上高日計表(第 39 号様式)、産地別・品目別日計表(第 40 号様式)、売上高日計表(第 41 号様式)により行わなければならない。この場合において、業種別売上高日計表、産地別・品目別日計表及び売上高日計表については、それぞれの様式を記録した電磁的記録により行うものとする。

(卸売予定数量等の公表)

第 61 条 条例第 50 条第 1 項の規定による公表は、報告のあった日のうちに行うものとする。

2 条例第 50 条第 2 項の規定による公表は、報告のあった日のうちに行うものとする。